

令和 9 年度
短期集中予防サービス（通所 グループ型）
委託事業者募集要項

目黒区健康福祉部介護保険課介護予防係

〒153-8573

目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区総合庁舎2階

■電話 03-5722-9608

■FAX 03-5722-9716

■E-mail kaigo05@city.meguro.tokyo.jp

1 目的

本要項は、介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業として実施する「短期集中予防サービス（通所 グループ型）」（以下「事業」という。）の実施業務委託にあたり、事業者の専門性、企画提案内容、実施体制及び業務実績等を含めた総合的な判断により選定する公募型プロポーザル方式で実施するに当たって、必要な手続きを定めるものである。

2 業務の概要

（1）事業名

短期集中予防サービス（通所 グループ型）事業委託

（2）実施時期

事業は、平日週1回の月4回、同じ曜日で開催し、通年で実施する。

新規利用者は毎月月初めから利用を開始することとし、1回の定員は10名とする。但し、利用者が0名の回、または月初めの利用者が新規1名のみの月は中止とする。

（3）実施会場

ア 会場数

区内に2か所の実施会場を設け、A会場、B会場それぞれについて委託事業者を選定する。

イ 会場の確保

参加事業者は、担当する会場の送迎対象エリアをカバーできるよう、そのエリア内に自ら会場を確保すること。会場選定にあたっては、送迎利用者だけでなく自力で通所する利用者の利便性（公共交通機関からのアクセス等）も考慮すること。

ウ 送迎対象エリア

（ア）A会場

- ・北部包括支援センター管轄全域
- ・東部包括支援センター管轄全域
- ・中央包括支援センター管轄区域の一部

→上目黒4丁目、五本木1丁目、祐天寺全域、中町全域、目黒4丁目

（イ）B会場

- ・西部包括支援センター管轄全域
- ・南部包括支援センター管轄全域
- ・中央包括支援センター管轄区域の一部

→五本木2・3丁目、中央町全域、鷹番全域、碑文谷5・6丁目

※ 参照 目黒区地域包括支援センター管轄区域

https://www.city.meguro.tokyo.jp/documents/3779/r4houkatsu_panfu.pdf

※ 参考 R8 年度実施会場

A 会場：青葉台 1 丁目アパート集会所（青葉台 1－6－48）

B 会場：ノアスタジオ都立大学（中根 1－2－2）

（３）事業概要

目黒区内 2 か所において、要支援 1・2 及びサービス事業対象者を対象に、3 か月間（週 1 回、全 12 回）の短期集中型プログラムを実施する。

実施にあたっては、保健医療の専門職が介入し、介護予防に関する理解促進および実践に必要な知識・技術の習得を図るとともに、利用者が自立的に取組を継続できるよう支援する。あわせて、生活機能及び生活行為の改善を図り、要介護状態になるのを防ぐとともに、利用者の生きがいがづくりや社会参加の促進につなげる。さらに、サービス終了後においてもフォローアップを行い、取組の定着を図る。

事業の詳細は、短期集中予防サービス（通所 グループ型）委託内容詳細別紙のとおり。

（４）履行期間（予定）

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで。

※契約は 1 年単位とするが、履行状況を確認し、業務執行状況が良好な場合には、契約を 2 回まで更新することができる。（初年度を含めて最大 3 年間の契約となる。）

3 参加要件

参加できる事業者は法人格を有し、以下の要件をすべて満たす介護予防事業の実施に意欲を有する事業者とする。要件の基準日は〈様式 1〉プロポーザル参加申込書の提出日とする。

- （１）目黒区の競争入札参加資格を有していること。
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （４）目黒区競争入札参加者指名停止措置基準（平成 2 年 4 月 1 日付目総契第 740 号決定）別表第 1 及び別表第 2 に規定する措置要件に該当しないこと。
- （５）目黒区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 7 月 28 日付目総契第 4070 号決定）別表に規定する措置要件に該当しないこと。
- （６）地方公共団体において、虚弱高齢者を対象とした運動指導等の介護予防に資する取組の事業実績があること。
- （７）事業実施に必要な専門職を確保できること。
 - ア 短期集中予防サービスの個別面談の経験があるリハビリテーション専門職を 2 名以上配置すること。
 - イ アについて、少なくとも 1 名は通年で本事業に従事する。
 - ウ 栄養に関する講話と面談は管理栄養士、口腔に関する講話と面談は歯科衛生士または言語聴覚士が実施できるように配置すること。
- （８）実施会場を確保できること。
- （９）送迎サービスができること。

(10) 事業修了者に対し3か月後フォローアップができること。

4 実施日程概要

※スケジュールは変更となる場合がある。

内容	期間等
募集要項の公表	令和8年9月7日(月)
質問書受付期間	令和8年9月7日(月) から 令和8年9月15日(火) 17時まで
質問書回答	令和8年9月24日(木)
参加申込書受付締切	令和8年10月2日(金) 17時まで
参加資格確認結果通知	令和8年10月6日(火)
企画提案書等の提出期限	令和8年10月30日(金) 17時まで
第一次評価(書類審査)結果通知	令和8年11月20日(金)
第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年12月7日(月)
契約候補者結果通知	令和8年12月15日(火)
仕様内容協議開始	令和8年12月18日(金)
契約締結予定日	令和9年4月1日(木)

5 参加申込手続

(1) 参加申込受付締切

令和8年10月2日(金) 17時まで(郵送は必着)

(2) 参加方法

当該プロポーザルの参加を希望する事業者は、下記(3)の提出資料を「14 担当・連絡先」宛てに持参、郵送又は電子メールで提出すること。

※1: 持参の場合は、土日祝日を除き、9時から17時までとする。

※2: 電子メールの場合は、送信未達を防ぐため、必ず受信確認の電話をすること。

(3) 提出資料・提出部数

提出資料	様式	部数
プロポーザル参加申込書	様式1	1部
参加資格確認書	様式2	1部
事業者概要	様式3	1部

(4) 参加資格の確認

参加申込書を提出した事業者について、参加資格を満たすことを確認し、その結果をプロポーザル参加申込書に記載されたメールアドレスへ送信する。

6 質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和8年9月15日（火）17時まで

(2) 質問方法

〈様式4〉質問書に質問項目の該当ページ及び質問内容を記入し、「14 担当・連絡先」まで電子メールで提出すること。送信未達を防ぐため、必ず受信確認の電話をすること。

(3) 回答方法

令和8年9月24日（木）に、質問書に記載されたメールアドレスへ送信する。

なお、質問内容とその回答は、目黒区公式 Web サイトにも公表します。

(4) その他

- ・質問内容に疑義が生じた場合は、担当から質問者へ電話等で問い合わせをすることがある。
- ・回答に際し、質問内容は要旨とする場合がある。
- ・仮に参加事業者が必要と判断した質問であっても、区が公開することが望ましくないと判断した場合は、質問に回答しない場合がある。
- ・回答に対しての再質問は受け付けない。

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出期限

令和8年10月30日（金）17時まで

(2) 企画提案書等の提出先

〒153-8573

目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区総合庁舎2階

目黒区健康福祉部介護保険課介護予防係

(3) 企画提案書等の提出方法

持参又は郵送（必着）※持参の場合は、土日祝日を除き、9時から17時まで。

(4) 提出資料

提出資料	様式	部数
企画提案書提出届	様式5	正本1部
企画提案書	様式6	正本1部・副本8部
見積書（積算内訳を記載）	自由形式	

(5) 留意事項

企画提案書等について、補足資料「**企画提案書の作成に関する留意点及び必須記載事項**」を参照の上、作成すること。

8 選定方法・評価基準

目黒区附属機関の設置に関する条例（令和6年3月目黒区条例第9号）第3条の規定に基づき設置する「介護予防事業委託事業者選定委員会」において、書類審査による第一次評価、プレゼンテーション、ヒアリング審査及び見積書による第二次評価を行い、第一次評価点と第二次評価点の合計点が高い順に、各会場ごと1事業者を契約候補者として選定する。

複数会場の申し込みは可能である。ただし、受託できるのは1会場となる。

(1) 第一次評価（書類審査）

ア 概要

企画提案書・見積書等の内容を評価し、第一次評価点とする。選定事業者数の2倍程度を第二次審査の対象として選定する。

(2) 第二次評価

ア 概要・評価基準

提出された申込書及び企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、その結果を総合的に評価した上で各会場ごとに委託事業者を選定する。

同点数の者が複数の場合は、見積金額が安価なものを上位者とする。

イ 実施日時等

項目	内容
日時	令和8年12月7日（月）集合時間は別途通知する。
会場	目黒区総合庁舎地下1階 17会議室
内容	提案書等の内容についての説明（5分程度） 質疑（15分程度） ※質疑の時間等により、時間は多少前後することがある。
その他	・使用する機器（パソコン）は、参加事業者が用意すること。モニターについては、区のものを使用する。 ・説明者は3名以内とすること。

ウ 評価基準

プレゼンテーション及びヒアリング審査においては、説明内容の信頼性、提案内容の実現性、業務遂行に対する取組姿勢並びに質疑応答への対応力を主な評価項目とする。

9 選定結果の通知

第一次評価後、企画提案書等を提出したすべての事業者へ評価結果をメールにて通知する。また第二次評価後、プレゼンテーションに参加したすべての事業者へ選定又は非選定の結果を書面で通知する。

10 選定結果の公表

選定結果は、下記項目について目黒区公式ウェブサイトにて公表する。

【公表事項】

① 契約候補者の名称、合計点及び選定理由

② ①以外の参加者の名称及び合計点

※ ①以外の参加者の名称は ABC 表記とし、合計点は点数順で表記する。

11 契約手続き

契約候補者として選定された事業者と本区の間で、委託内容、経費について再度調整を行った上で委託契約を締結する。契約時には、従事職員名簿、資格の写しを提出すること。

1 2 参加者の失格・無効

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合は、失格とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載又は重大な過失による不実記載等がある場合は、失格とする。
- (3) 選定後において、(1) 又は (2) に相当することが判明した場合は、当該選定結果を無効とし、失格とする。
- (4) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合は、失格とする。

1 3 その他留意事項

- (1) 本件に参加し、提案に係る費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 都合により当該プロポーザルを途中で辞退する場合は、〈様式7〉参加辞退届を提出すること。
- (3) 提出期限を過ぎてからの提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 本提案に関する提出物は、一切返却しない。なお、提出物は本事業の事業者選定以外の目的には使用せず、区が責任を持って保管・廃棄するものとする。
- (5) 提出された企画提案書一式は、本件に係る審査結果を公表後、結果のいかんに関わらず、開示請求があった場合は、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）の趣旨に則し、原則全部開示とする。したがって、全部開示されることを前提に、独自ノウハウ等の開示がされることで事業者等に明らかに不利益になる事項及び受託している業務実績については、提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書（以下「疎明書」という。）〈様式8〉を提出すること。なお、不開示部分についての最終判断は区で行うため、必ずしも疎明書に記載された全ての部分が不開示になるというわけではない。
- (6) 疎明書には、事業者名、書類名、該当ページ、不開示を希望する部分、具体的な理由、目黒区情報公開条例上の該当条例を明記すること。なお、疎明書の提出があった場合は、目黒区情報公開条例第15条第1項に規定する任意的意見聴取において、意見書の提出があったものとみなすが、疎明書の提出時と変化がないか等、再度状況の確認をする場合がある。
- (7) 審査期間中の審査内容についての問い合わせには一切応じない。
- (8) 本プロポーザルにおいて受領した区の情報等を本プロポーザルの目的以外に利用すること及び第三者に漏らすことを禁ずる。
- (9) 本件は、令和9年度予算案が区議会にて成立した場合に契約を締結する。
- (10) 契約の締結に当たっては、契約候補者と企画提案内容に基づき、仕様内容を協議の上、仕様書を作成し、契約を締結する。
- (11) 契約候補者が辞退した場合又は協議が不成立となり契約締結が見込めないと目黒区が判断した場合は、次点の候補者を繰り上げて、企画提案内容に基づき、仕様内容を協議の上、仕様書を作成し、契約を締結する。ただし、その場合においても、次点の候補者と協議が不成立となり契約締結が見込めないと判断した場合などは、選定委員会で合議の上、取扱いを決定する。

1 4 担当・連絡先

〒1 5 3－8 5 7 3

目黒区上目黒二丁目1 9 番1 5 号 目黒区総合庁舎2階

目黒区健康福祉部介護保険課介護予防係

電 話 0 3－5 7 2 2－9 6 0 8 F A X 0 3－5 7 2 2－9 7 1 6

E-mail kaigo05@city.meguro.tokyo.jp